

様式4

南相馬市監査委員公表第7号

平成29年8月28日付け南相馬市監査委員公表第5号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成29年9月25日付け29財第657号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月26日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

様式2

監査結果に係る措置通知書

小高区地域振興課	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>公用車車検に係る支出について、次のとおり適切でない処理が見られた。</p> <p>(1) 支払処理を失念し、その結果、履行確認から支払完了まで長期日数を要しているもの</p> <p>(2) 年度内に車検が終了せず、本来は繰越しの手続きをとる必要があったが、出納閉鎖後に未払が発覚し、繰越しの手続きをとることができなかったもの</p> <p>財務処理については、ほかにも請求書の内容に不整合が見られるなど全体的に適切ではない処理が散見され、法令に対する認識の不足や危機管理の甘さが見受けられた。</p> <p>今後については、定期的に予算の執行状況について確認を行うように努められたい。特に、年度末においては、未執行がないかどうか確認するようチェック体制の強化を図り、今回のように未払が出納閉鎖後に発覚するなどということのないようにされたい。公用車の管理については、あらかじめ年間計画を立て、年度内に点検・修繕が完了するよう余裕をもって発注するなど適正な事業の進行管理に努められたい。</p> <p>また、職員の財務事務処理に係る知識の向上を図り、組織全体で財務処理の適正化と法令遵守に努められたい。</p>	<p>管理職から課職員に対し、本事案発生後、ただちに財務処理の適正化と法令遵守に努めるため指導及び注意喚起を行った。また、係内においても定期的な予算執行状況の確認を行うよう再発防止に努めるようにした。</p> <p>なお、公用車の管理については、年度当初において公用車管理に係る点検等の年間計画書及び支払完了までのチェックリストを作成し、余裕をもった発注のほか、財務処理までの一連の作業について適正な進行管理を行い再発防止に努めている。</p>